

指定障害者支援施設 ライトホープセンター

【自立訓練事業（生活訓練）】

重要事項説明書

当事業所では、利用者に対して障害福祉サービス〔自立訓練事業（生活訓練）〕を提供します。

当サービスの利用は、原則として訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号、以下「法」という）に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスに係る設備等の概要	2
4. 従業員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	4
6. 利用者がサービスを利用されなかった場合の対応について	10
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	10
8. 個人情報の保護について	11
9. 苦情の受付について	11
10. 虐待防止体制	12
11. 緊急時の対応方法	12
12. 非常災害対策	12

社会福祉法人 光道園

（ライトホープセンター）

当事業所は福井県の指定を受けています。

（福井県指定 第1811300050号）

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 光道園
所在地	福井県鯖江市和田町9字1の1
電話番号	0778-62-1234
代表者氏名	理事長 荒木 博文
法人の設立年月	昭和32年9月24日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成21年4月1日指定 福井県 第1811300050号
事業所の名称と種類	障害者支援施設 ライトホープセンター
	自立訓練事業（生活訓練）
主たる対象者	身体障害・知的障害・精神障害
事業所の所在地と 連絡先	ライトホープセンター 福井県丹生郡越前町朝日22-3-1
	もえぎ館（1階）：0778-34-8003 あさぎ館（2階）：0778-34-8004
管理者（施設長）	竹内 あゆみ
サービス管理責任者	宮本 信寛
事業所の運営方針	地域生活に必要な日常生活能力の向上を図り、他のサービス提供機関との連絡調整を支援する。
事業所の開設年月日	平成21年4月1日
定 員	6名
福祉サービス 第三者評価事業	受審
	令和5年3月20日（評価結果確定日）

3. サービスに係る設備等の概要

（1）事業所設備の概要

事業所設備の種類	自立訓練事業（生活訓練）
作業場	1ヶ所
食 堂	2室
医務室・静養室	各1室
浴 室	3ヶ所
便 所	25ヶ所
洗面所	10ヶ所
ゲストルーム	2室
喫茶コーナー	2ヶ所
機能訓練室	1室

ボランティアルーム	1 室
理髪室	1 室
施設長室・相談室	各 1 室
洗濯室	5 室
リネン室	1 室
事務室	3 室
夜勤仮眠室	2 室
娯楽室	2 室
職員休憩室	2 室
集会室	1 室
倉庫	2 室
消化その他災害対応	スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯

*当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、障害福祉サービス〔自立訓練事業（生活訓練）〕のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

（２）利用にあたって別途料金をご負担いただく設備

--	--	--

*上記は、介護給付費等の支給対象とならないため、ご利用の際は、利用者に別途料金をご負担いただきます。

（３）設備ご利用上の注意事項

当事業所において、設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①面会 …………… 面会は自由です。ただし、受付に連絡してください。
- ②喫煙 …………… 喫煙コーナーをお願いします。喫煙コーナー以外は、居室を含め全館禁煙です。
- ③設備・器具等の利用 …… 職員にお申出ください。
- ④宗教活動等 …………… 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等は禁止します。
- ⑤貴重品の管理 …………… 利用者の責任において管理していただきます。
- ⑥設備等の利用 …………… 施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
- ⑦ペット …………… 施設内でペットの持込は出来ません。

4. 従事者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める配置基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して障害福祉サービスを提供するものとして、下記の職種の従業者を配置しています。

【主な従業者の配置状況】（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤換算 (※)	常 勤	非常勤	指定基準
管理者	0.2名	1名	0名	1名（兼務可）
サービス管理責任者	0.1名(※)	1名	0名	1名
生活支援員	0.25名	1名	0名	1名（生活支援員、看護職員の合算可）
看護職員	1名	1名	0名	

※サービス管理責任者の員数に関しては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働大臣省令第171号）第215条第2項の多機能型に関するサービス管理責任者の員数の特例により定員に対してのサービス管理責任者の必要常勤換算員数として配置しているものです。

※常勤換算とは：従業者それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

たとえば ……

1日4時間、週5日勤務の従業者（1週間で20時間勤務）が5名いる場合、常勤換算では2.5名（4時間×5日×5名÷40時間＝2.5名）となります。

【主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）】

職 種	自立訓練事業(生活訓練) 昼間（9：00～18：00）
管理者	1名
サービス管理責任者	1名
生活支援員	1名
看護職員	1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|--|
| ①介護給付等から給付されるサービス
②利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス〔①以外のサービス〕 |
|--|

（１）当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費を除き、サービス利用料金全体のうち 9 割が介護給付等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払い〔※〕の場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。ただし、8 頁から 9 頁に記載されている負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

※償還払いについて

償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払い額のうち 9 割が市町村から返還されるものです。

＜サービスの概要＞

すべてのサービスは、「自立訓練（生活訓練）計画」に基づいて行われます。この「自立訓練（生活訓練）計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後利用者の同意をいただくものです。なお、「自立訓練（生活訓練）計画」の写しは、利用者に交付いたします。

サービス期間の基本は 2 年間となっています（ただし、長期間入院していたその他これに類する事由のある利用者にあっては 3 年間）。

＜サービス提供の内容＞

利用される方に対して、自立した日常生活または、社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能向上を含んだ、生活能力の向上のための訓練を提供します。

①移動訓練・歩行訓練〔社会適応訓練〕

屋内歩行（移動）、白杖などによる屋外歩行（移動）、公共交通機関の利用、移動介助の受け方など、日常生活を送る上で安全、効率的な移動をするための技能を習得する訓練を行います。

②日常生活訓練〔社会適応訓練〕

身の回りのこと（スケジュール管理、金銭管理）や家事（掃除、洗濯、シーツ交換）や将来の生産活動への参加など、日常生活に必要な活動について、利用者の障害の状況に合わせた訓練を行い技能の習得を図ります。

③コミュニケーション訓練〔基礎訓練〕

利用者の障害状況に合わせて、IT（パソコン、メール、インターネットなど）、点字、手話・触手話、コミュニケーション機器などにより、日常生活を送るうえで必要なコミュニケーション手段や情報収集の手段を確立することや、今まで以上に活用するために必要な知識や技能を習得する訓練を行います。

④学習〔基礎訓練〕

利用者の障害状況に合わせて、日常生活に必要な基礎的な知識・概念形成の習得を目的に学習支援を行います。

⑤生産活動の訓練

当事業所では、利用者の障害特性をふまえ、自立に向けた生産活動の機会を提供します。

＜工賃の支払＞

上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を、工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

⑥教養〔情報・学習〕

利用者の障害状況に合わせて日常生活を送るうえで必要な生活用具や福祉制度などの情報や一般常識などの知識を習得し、社会資源を有効に活用できるように支援します。

⑦グループワーク〔集団適応訓練〕

他の利用者や同一障害者との様々な共同作業（レクリエーション企画、ディスカッション等）を体験しながら、集団におけるさまざまな活動への参加が主体的に行うことができる様に支援します。

⑧食事の提供

利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を適切な時間に提供し、食事面の自立に繋がるよう訓練、支援を行います。なお、当事業所の食事時間は次のとおりです。

昼食： 12：00～

⑨健康管理

常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

○嘱託医師による診察・治療

氏 名：藤田周一 診療科：内科、外科 診察日：毎週火曜日 13：30～14：30

*利用者が、専門医師等の診断、治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診、治療を受ける事ができます。（診察費ならびに送迎にかかる費用を一部負担いただく場合がございます。）

・協力医療機関：木村病院（内科、外科、整形外科、脳外科、呼吸器科、胃腸科、肛門科、循環器科、放射線科、ストレス科）

*利用者の病状急変時等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

*協力医療機関以外の遠方の病院等での受診、利用者の希望による個人的な外来受診等については、別途、特定費用としてその金額をいただく場合があります。

⑩相談及び援助

当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者や家族に対し本人の自立した生活に向けた、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。

⑪送迎

送迎をご希望の場合は、ご相談ください。

…送迎は、車で片道30分（15km）を目安とさせていただきます。

…送迎時間につきましては、当事業所の指定時間になります。

＜サービスの利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置があります。）

【ライトホープセンター：自立訓練（生活訓練）事業】（令和6年4月1日より）

生活訓練サービス費〔Ⅰ〕 通所	5,950 円／回	
生活訓練サービス費〔Ⅱ〕 訪問	1 時間未満	2,650 円／回
	1 時間以上	6,060 円／回
	視覚障がい者に対する専門的支援	7,790 円／回

（令和6年5月31日まで 以降は廃止）

福祉・介護職員処遇改善加算	1 月につき	基本報酬及び各加算	×	67／1,000
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1 月につき	基本報酬及び各加算	×	40／1,000
福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算	1 月につき	基本報酬及び各加算	×	18／1,000

（令和6年6月1日より）

福祉・介護職員処遇改善加算〔Ⅰ〕	1 月につき	基本報酬及び各加算	×	125／1,000
------------------	--------	-----------	---	-----------

食費にかかわる自己負担	昼食：610 円／日
食事提供体制加算ありの場合	昼食：310 円／日

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された上限管理金額の範囲内の額、及び食費といたします。

【自立訓練事業加算】

○体制加算（チェックが入っている項目は、利用者全員のご負担となります）

- | | |
|--|--------------|
| ☒ 福祉専門職員配置等加算〔Ⅰ〕 | [150 円／日] |
| ☐ ピアサポート実施加算 | [1,000 円／月] |
| ☐ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算〔Ⅰ〕 | [510 円／日] |
| ☐ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算〔Ⅱ〕 | [410 円／日] |
| ☐ 高次脳機能障害者支援体制加算 | [410 円／日] |
| ☐ 医療連携体制加算 | [※該当なし] |
| ☒ 看護職員配置等加算〔Ⅰ〕 | [180 円／日] |
| ☐ 就労移行支援体制加算 | [540 円／日] |

○個別算定加算（チェックが入っている項目は、利用者個々人のご負担となります）

- | | |
|--|---------------|
| ☐ 初期加算（利用開始日から30日を限度） | [300 円／日] |
| ☐ 欠席時対応加算（月4回を限度） | [940 円／日] |
| ☐ 個別計画訓練支援加算〔Ⅰ〕 | [470 円／日] |
| ☐ 個別計画訓練支援加算〔Ⅱ〕 | [190 円／日] |
| ☐ 短期滞在加算〔Ⅰ〕 | [1,800 円／日] |
| ☐ 短期滞在加算〔Ⅱ〕 | [1,150 円／日] |
| ☐ 精神障害者退院支援施設加算〔Ⅰ〕 | [1,800 円／日] |
| ☐ 精神障害者退院支援施設加算〔Ⅱ〕 | [1,150 円／日] |
| ☐ 食事提供体制加算 | [300 円／日] |
| (※突発的に夕食が必要となった場合は実費全額負担となります。) | |
| ☐ 緊急時受入加算 | [1,000 円／日] |
| ☐ 集中的支援加算（月4回を限度） | [10,000 円／日] |
| ☐ 送迎加算〔Ⅰ〕 | [片道 210 円／回] |
| ☐ 送迎加算〔Ⅱ〕 | [片道 100 円／回] |
| ☐ 障害福祉サービスの体験利用時支援加算〔Ⅰ〕 | [5,000 円／日] |
| ☐ 障害福祉サービスの体験利用時支援加算〔Ⅱ〕 | [2,500 円／日] |
| ☐ 社会生活支援特別加算 | [4,800 円／日] |

〔サービス利用の取り消し、（キャンセル）について〕（契約書第14条参照）

＊利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所にお申し出ください。なお、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料（食事の実費相当額）	1日あたり	600円
------------------	-------	------

＜利用者負担の減免について＞

〔利用者負担に関する月額上限〕

○1ヶ月あたりのサービス利用料にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ＊入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます。 例) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります）。

〔食費等実費負担の軽減について〕

通所系サービスの利用にあたっては、利用者が低所得または一般世帯（市町村民税所得割160,000円未満世帯）である場合、食材料費のみの負担となります。

(2) (1) 以外のサービス

下記①～④のサービスについては、訓練等給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

①特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- ・施設外活動、行事の必要経費の実費（個人の参加希望による旅行・体験実習・活動等に係る付添員経費を含む）

②訓練等給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

- ・器具什器費関係（ラジオ、ポット他）
- ・「特定日常生活費」に関する費用
日用品費（個人が所有する洗面用具・用剤、入浴用具・用剤、洗剤、化粧品等）
被服費（個人的使用の衣類・寝具・タオル等）

① その他の日常生活費に関する費用

- ・保健衛生費（インフルエンザ等予防接種・個人的衛生用品・外注クリーニング等）
- ・理美容代
- ・施設内活動における材料代等の実費（クラブ活動・特定の行事）

④「訓練等給付費等の対象に含まれない費用」に関するもの

- ・個人が要望する事項への対応に関する必要経費（その活動時の使用用品や材料代・送迎代・付添員の实費経費等）
- ・嗜好品・贅沢品代（利用者固有の要望による飲食品・物品等）

⑤その他

- ・利用者固有のものであって自己負担することが適当と認められるもの

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座 北陸銀行 神明支店 普通預金 1099250

社会福祉法人光道園 ライトホープセンター 代表 荒木 博文

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし (毎月22日に引き落とし予定)

ご利用できる金融機関： 福井銀行または北陸銀行

ウ. その他 []

6. 利用者がサービスを利用されなかった場合の対応について

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下の通りです。

①家族等への訪問による相談・支援

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

②電話等による相談・支援

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第6項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 自立訓練（生活訓練）計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由等
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

◆保管期限を経過した個人情報等については、外部漏えいしないよう印字データはシュレッダー処理、電子データはデータ消去を行います。

◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後6：00です。

（窓口は、それぞれ利用されている事業所で、第三者への閲覧・開示については本人の同意を得るものとします）

◎情報管理責任者 竹内 あゆみ（施設長）

8. 個人情報の保護について（契約書第8条第3項）

事業者及び職員は、サービス提供にあたって知り得た利用者やその家族等の個人情報について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。又、個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。（職員のしおり 個人情報管理規定）

○個人情報管理責任者 竹内 あゆみ（施設長）

○個人情報管理者 嶋田 真紀子（副施設長）

9. 苦情の受付について（契約書第8条5項、第15条参照）

（1）当事業所における苦情の受付、ご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

（正担当者） もえぎ館：水島 憲一（副施設長）

あさぎ館：竹内 あゆみ（施設長）

（副担当者） もえぎ館：吉田 正樹（統括主任）

あさぎ館：嶋田 真紀子（副施設長）

○受付時間 随時

○苦情解決責任者（正責任者） 常務理事（鯖江事業所担当） 堀 浩二

（副責任者） 理事（朝日1丁目担当） 山田 勝久

（副責任者） 理事（朝日事業所担当） 村岡 英明

◆苦情受付ボックスは正面玄関内に設置しています。

◆苦情解決に関する情報公開は、光道園ホームページに掲載しています。

（2）第三者委員

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者及びその家族等は、当事業所への苦情やご意見は、下記の「第三者委員」に相談する事もできます。

第 三 者 委 員	白 井 尊 志	住所 〒913-0046 坂井市三国町北本町3丁目2-12 電話 0776-82-8887（白井労務管理事務所）
	矢 納 正 人	住所 〒918-8162 福井市角原町32の42 電話 0776-38-1773
	永 松 真	住所 〒910-3604 福井市グリーンハイツ2-127 電話 0776-98-2611

（3）行政機関その他の苦情受付機関

当事業所に対し市町村等から問い合わせ、指導等があった場合は、迅速、誠実に対応していきます。

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

・越前町障がい生活課 電話 0778-34-8723

・福井県社会福祉協議会

運営適正化委員会（ハート支援室） 電話 0776-24-2347

・出身市町村行政機関等

10. 虐待防止・身体拘束廃止等適正化について

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止のために虐待防止・身体拘束廃止等適正化の為の指針や責任者および委員会を設置する等、必要な体制を整備するとともにサービス従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止・身体拘束等適正化責任者	施設長	竹内 あゆみ
虐待防止・身体拘束等適正化委員会委員長	施設長	竹内 あゆみ
	副委員長 副施設長	嶋田 真紀子

11. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変等があった場合は、協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記の家族等へ速やかにご連絡します。

氏 名		
住 所		
電話番号		(携帯)
続 柄		

○協力医療機関

医療法人 寿人会 木村病院 (福井県鯖江市旭町 4-4-9)

12. 非常災害対策

防災時の対応	消防計画及び自衛消防組織により対応、地元朝日区との相互協力あり
防災設備	全館スプリンクラー設置、非常通報装置、火災報知設備設置
防災訓練	利用者参加の上、年2回地元朝日区と協力し実施
防火責任者	理事 村岡 英明

令和 年 月 日

障害者支援施設に関するサービス（自立訓練事業【生活訓練】）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：障害者支援施設 ライトホープセンター

説明者職名： サービス管理責任者 氏名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害福祉サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所

〒

氏 名 印

身元引受人又は代理人住所

〒

氏 名 印

連帯保証人住所

〒

氏 名 印

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条に基づく、厚生労働省令第 171、172 号（平成 18 年 9 月 29 日）の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。